

中小企業家同友会『質問状』への回答

北海道 2 区 平岡 だいすけ（日本共産党）

【質問 1】 中小企業が持続的に賃上げできる取引環境・商慣行の確立について

単価や納入価格の保障へ優先的地位濫用への積極的調査と濫用や下請代金法違反への罰金を大幅強化して「下請けいじめ」をなくします。そもそも小規模事業者に身銭を切らせる消費税はゼロを目指し 5 %へ、インボイスはただちに廃止します。最低賃金については、「アベノミクス」10 年間の大企業減税 40 兆円のうち、内部留保課税で 10 兆円を財源に、中小企業の賃上げ支援へ社会保険料の減免や賃金助成などをおこないます。

【質問 2】 人手不足が深刻化する中での、中小企業の人材確保・定着支援について

自民党政治により最低水準まで落ち込んだ中小企業予算 1700 億円を 1 兆円規模に増額します。26 年度予算案の軍事費は過去最大の 9 兆円突破です。その一部を回すだけで十分可能です。「地域金融活性化法」を制定して資金繰りの円滑化、農商工連携の取り組み支援強化、生活できる賃金保障へ公契約法の制定を実現します。大型開発から生活密着型へ公共事業を転換します。中小企業憲章と小規模企業振興基本法を活かして中小企業支援を抜本的に強めます。

【質問 3】 中小企業の倒産増加を踏まえた、今後の中小企業支援の基本方針について

中小企業は日本経済の根幹であり、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献」する存在です。この中小企業が元気になってこそ、全国津々浦々の地域が元気になり、日本経済の未来にも道がひらけます。抜本的に中小企業支援を強め、経営の負担を思い切って軽減し、地域循環・生活密着型の公共事業などにより雇用を創出し、地域経済の疲弊に歯止めをかけます。小規模企業振興基本法のさらなる深化・発展を求めます。

【質問 4】 事業承継・中小企業の存続を支える政策について

事業承継税制は 10 年という期間を撤廃し、相続税・贈与税を「猶予」ではなく「免除」にするなど充実させます。所得税法 56 条を廃止、家族従事者の自家労賃を経費に認めて承継の条件をつくります。法人税を累進制にして中小企業へは税率を下げます。国保税の軽減へ公費 1 兆円を投入します。中小企業の採用と人材育成へ支援を強めます。大型店

には、欧米で具体化されているような「まちづくりアセスメント」など規制ルールをつくります。

【質問5】 中小企業を日本経済の柱と位置するための制度・理念について

企業の99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いている中小企業は日本経済の根幹です。この中小企業が元気になってこそ、全国津々浦々の地域が元気になり、日本経済の未来にも道がひらけます。自民党政権は、生産性の低い中小企業・小規模事業者の切り捨てを、「成長戦略」として推し進めようとしていますが、日本共産党は、中小企業憲章、小規模企業振興基本法を第一に据えた政策を実行し、地域経済の疲弊に歯止めをかけます。